

尾張旭市教育委員会（7月）定例会次第

日時 令和3年7月14日（水）
午後2時
場所 市役所3階 講堂（2）

1 開会のあいさつ

2 前回会議録の承認について

3 報告 別紙のとおり

4 付議事件

- (1) 承認第3号 旭小学校校舎増築工事（建築）請負契約に係る教育長の臨時代理
に関し承認を求めることについて
- (2) 第17号議案 令和4年度使用教科用図書の採択について（資料当日配布）

5 その他

6 閉会のあいさつ

次回定例会

日時 令和3年8月11日（水）午後2時
場所 市役所3階 講堂（2）

I 愛日地方教育事務協議会（令和3年7月7日（水） 於：小牧市役所）

1 開会のことば

2 あいさつ

3 協議事項

- (1) 議事録署名人の選任
- (2) 令和3年度教育課程委員会協力委員について
- (3) その他
学校訪問の後期に向け

4 報告・連絡事項

- (1) 事務局からの連絡依頼事項
 - ・研究委嘱校研究協議会
小牧市立岩崎中学校 11月24日（水）
- (2) その他
 - ・総務、財務担当課長会議
10月6日（水） 小牧市中央公民館

5 その他

- (1) 事務所からの連絡依頼事項
 - ① 教育事務所長挨拶
管理職任用、不祥事根絶、自殺予防
 - ② 教育事務所からの指導事項
 - ・次長兼総務課長
公立学校事務職員に係る処分事例について
 - ・指導第二課長
教員採用選考試験の志願状況について
校長、教頭任用受審状況
不祥事防止
 - ③ 教育事務所からの連絡・依頼事項
 - ・学校教育係
 - ・保健体育係
 - ・人事係
 - ・生涯学習係
 - ・その他

尾張旭市教育委員会

(令和3年6月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（6月）定例会会議録

- 1 日 時 令和3年6月9日（水） 午後2時00分
- 2 場 所 市役所3階 講堂（2）
- 3 出席者 教育長 河 村 晋
委 員 堀 祐 子
委 員 伊 藤 智 成
委 員 松 尾 功
- 4 欠 席 者 委 員 山 本 真依子
- 5 出席職員 教育部長 三 浦 明
管理指導主事 伊 藤 彰 浩
教育政策課長 田 島 祥 三
学校給食センター所長 松 原 友 雄
生涯学習課長 坂 田 みどり
図書館長 三 浦 明 美
文化スポーツ課長 加 藤 剛
指導主事 松 原 幸 平
教育政策課係長 中 川 暢 顕
教育政策課副主幹 稲 生 さより
- 6 傍 聴 者 1名
- 7 会議に付した事件
 - (1) 第14号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について
 - (2) 第15号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について
 - (3) 第16号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について

	開 会 午後2時00分
教 育 長	本日の出席者は4名です。定足数に達しておりますので、ただいまから6月定例教育委員会を開催します。なお、山本委員より欠席届が出ております。 さて、例年より早い5月16日に過去2番目の速さということで梅雨入りが発表されましたが、梅雨という気配より暑さが増してきました。近年の異常気象から、どのようになっていくのか少し気になる所でございます。 こうした気象に関する発表は、私たちの命を守る防災情報としてとても大切な情報であります。梅雨の季節には大雨、豪雨といった大きな災害も起こる可能性があります。命を守る情報としてしっかりと注意していただきたいと思います。 災害となるとコロナ、熱中症も対策をしていかなければなりません。コロナ禍での事故として男児が持久走後に死亡したというニュースは、確認はできていないものの、マスクを着けて体育の授業を受けていたのではということで、あらためて体育の授業で十分な呼吸ができなくなる危険性から「マスクの着用は必要ない」とし周知もしております。こうした事故が起こらないようにするのが私たちの役割でもあります。よろしくお願いします。 今月20日には緊急事態宣言が期限をむかえ、ワクチン接種とともに、良い方向へ早く進んでいくことを望んでいます。 それでは次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委員は、5月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願いします。 (無しの声) 無いようですので、5月定例会会議録は原案どおり承認します。会議録承認の署名を行う委員は堀委員を指名しますので、後ほどお願いします。

	次に、次第の3報告に入ります。事務局から報告をお願いします。
管理指導主事	(資料に基づき説明)
	・6月校長会議等について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教育政策課長	(資料に基づき説明)
	・後援・推薦行事について
	・情報公開請求について
	・年齢別人口からみた学校別・児童生徒数とクラス数について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
教 育 長	後援・推薦行事の明るい選挙啓発ポスターコンクールですが、今回の
	申請は、尾張旭市選挙管理委員会から提出されています。全国規模で行
	われているということですが、市で選出されたポスターが県や国で選考
	され表彰を受けるのでしょうか。あるいは、市単独で表彰を行っている
	のでしょうか。
教育政策課長	申請は、尾張旭市選挙管理委員会からですが、ポスター募集の事業に
	つきましては、公益財団法人明るい選挙推進協会を中心に都道府県や市
	町村の選挙管理委員会それぞれの主催で行われるものです。尾張旭市
	で選考されたものにつきましてはその後、第2次審査として地方審査に、
	第3次審査の中央審査として国の審査に上がっていくというコンクール
	になっています。
教 育 長	優秀な作品であれば、国の審査に上がっていくということですね。
	毎年この時期に、年齢別人口からみた学校別・児童生徒数とクラス数に
	ついての見込みを出していただいていると思います。旭小学校や西中学
	校の整備をしていく予定になっていると思いますが、説明の中で東栄小
	学校のクラス数が上限になり注視していきたいということですが、令和
	6年度にクラス数上限になるということは、いつ頃から増築について検

	討を進める予定なのでしょうか。
教育政策課長	東栄小学校については注視していくところですが、現時点では上限丁度というところで、それを超えるという見込みは持っていません。令和6年度以降につきましては、少し減っていくという推計ですので、旭小学校や西中学校のように増築が必要だとは考えていません。
教 育 長	転用可能な教室もかなり精査をされてきていますが、学校によって必要としている特別教室の数に違いがあり、最低限何教室必要かという一定の方針を事務局で検討していただきたいと思います。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
指 導 主 事	(資料に基づき説明)
	・GIGAスクール構想におけるタブレットの活用状況について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
伊 藤 委 員	児童の状況は分かったのですが、先生方のタブレットの活用状況やそれに伴う意見はどうですか。
指 導 主 事	教員の活用状況についてですが、教員側は資料、教材の提示をしています。紙媒体でなく、実物や動画を見せることができるので有効と聞いています。また、子どもたちに、個別にドリル学習ができるので有効的な活用ができています。
堀 委 員	タブレットについて、子どもたちや家庭に対して使い方がルールの説明はしていただいているのですか。
指 導 主 事	子どもたちに対しては、タブレットの使用上の約束を学校で確実に指導してから使わせるようにしています。保護者に対しても、タブレットの持ち帰りの約束を事前に周知するとともに、タブレット上でも使い方を簡単に見ることができるようなアイコンを作り、家庭でも約束を確認できるようにして持ち帰りをさせています。
堀 委 員	今後、タブレットを使う場面が増えることで情報モラルを身に付ける

	ことが必要になってくると思います。また、子どもたちにとって一番大切とされているコミュニケーションの機会が少なくなるのではないかと思っています。タブレットの活用が進む中で友達とどのように関わっていくと考えているのでしょうか。
指 導 主 事	情報モラルに関する指導は、学校の教員だけでなく通信会社の方などの外部講師をお招きして、学校の中でニーズにあった情報モラル教育をしていきたいと考えています。また、友達とのコミュニケーションについては、ご指摘のとおりタブレットを使っていると、タブレットが中心になってしまうことが危惧されますが、タブレットに入っているアプリの中に、スクールタクトという子どもたちが撮った写真を情報共有し、学習を高めていけるアプリが入っています。紙学習とタブレット学習のバランスということもありますが、新しい学習指導要領の中では、主体的、対話的に深い学びということで、「対話」についても新しい学習指導要領では重視しているところですので、タブレットだけに頼るのではなく、従前のコミュニケーション能力の育成を学校の中で行っていかなくてはならないと考えているところです。
松 尾 委 員	タブレットは、持ち帰ると故障や破損、紛失が起こるかもしれませんが、それに対しての対策はどうされていますか。
指 導 主 事	破損等については、リース物件で損害補償に入っていますので、故意による破損等でなければ補償が使えます。
伊 藤 委 員	タブレットに導入されているアプリの中で、T e a m s ミーティングアプリというのは、どういうものですか。
指 導 主 事	T e a m s は、マイクロソフト社が作成したミーティングアプリになり、ズームのようなことができます。セキュリティー面についても、ズームより高くアカウントの登録がないと使用できません。さらにマイクロソフト社が作っているため、ワード、パワーポイント、エクセルと連携することもできるという可能性が高いものと捉えています。
教 育 長	一人一台のタブレットの活用について、様々な観点で委員の皆さん

	から沢山のご意見ご質問をいただきました。使い勝手や今後の方向性、
	効果や使用している時の状況の質問があったと思います。タブレット
	を導入することによって、どれくらい教員の多忙が解消されているの
	か、導入時ですので様々な点で時間がかかることが多いと思いますが、
	授業の準備などが今後軽減されるのか、具体的な例があれば教えてい
	ただきたいです。
指 導 主 事	多忙化解消というところの観点からいけば、スクールタクトの中で授
	業の教材は準備することができるのですが、委託業者に、学校間を問わ
	ず県外も含めて、色々な場所で作成した教材で共有できるものがないか
	という質問をしているところでございます。共有したものを上手く活用
	できるようになれば、よい事例を使って授業をすることができるので多
	忙化解消に繋がると思っています。
教 育 長	様々な形で授業の準備をしたいと思います。I C T化により継続的に簡
	単に変更できるということもありますので、色々な部分で共有ができる
	ようにしていただきたいと思います。
教 育 長	他に質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
生涯学習課長	(資料に基づき説明)
	・社会教育施設における新型コロナウイルス対策について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
	新型コロナウイルスの対策によって、様々な方策が考えられています。
	その方策は、新型コロナウイルスが終了したから対策の内容を変えるの
	ではなく、新しいI C Tを活用した講座やライブビューイングを活用し
	た催し物のイベントも、新型コロナウイルス終了後もしっかりと活用して
	更なる取り組みをしていただきたいと思います。是非ともよろしく願いしま
	す。
教 育 長	他に質問はございませんか。

	(無しの声)
	無いようですので、報告については終了いたします。次に次第の4付議事件に入ります。
	「第14号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について」審議します。事務局から説明をお願いします。
学校教育課長	(資料に基づき説明)
	・第14号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第14号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に「第15号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について」審議します。事務局から説明をお願いします。
給食センター所長	(資料に基づき説明)
	・第15号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第15号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に「第16号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について」審議します。事務局から説明をお願いします。
図 書 館 長	(資料に基づき説明)
	・第16号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等があり

[illegible]

7月定例教育委員会報告

7月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面のとおり報告する。

令和3年7月14日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	1 6月議会について
管 理 指 導 主 事	1 7月校長会議等について（資料当日配布）
教 育 政 策 課	1 後援・推薦行事について
学 校 教 育 課	1 夏休み「わくわく自由研究コンテスト」の実施について 2 尾張旭市いじめ問題専門委員会の結果について
学校給食センター	1 学校給食における乳アレルギー以外の飲用牛乳摂取困難者等への代替食提供について
生 涯 学 習 課	
図 書 館	
文化スポーツ課	1 市制50周年記念第40回市民ゴルフ大会の開催について
全 課	

1 6月議会について

一般質問

答弁

〔質問者〕 芦原 美佳子〔公明党尾張旭市議団〕

〔質問事項〕 2 がん教育について

(1) 現状について

【教育長答弁】

がん教育の必要性については、「がん対策基本法」に基づき、子どもたちに正しい認識と知識を持つよう求められてきたものでございます。また、愛知県教育委員会からは、県保健医療局で策定された「第3期愛知県がん対策推進計画」で個別目標に掲げる「がん教育の推進」を図るための通知がされております。

これまでは、体育科、保健体育科を中心に学校の実情に応じて適切に行うこととし、小学校では6年生、中学校では3年生を中心に、保健体育の授業で生活習慣病の一つとして取り扱うなど、がん教育を行ってきました。

各クラスの指導にあたっては、学級担任や教科担任だけでなく、より専門的知識を有する養護教諭や栄養教諭などが指導にあたることもありました。また、令和元年度には、旭中学校1年生では総合的な学習の時間や道徳、学級活動の時間を使って、独自でがん教育の授業を実施した例もあります。

(2) がん教育の充実について

【教育長答弁】

新学習指導要領による改訂により、体育科、保健体育科では、健康な生活と疾病の予防において、個人における健康に関する課題を解決することを重視する観点から、内容を学年ごとに配当し、がんについては生活習慣病などの予防で取り扱うことが示されました。

中学校では、2年生の「健康な生活と疾病の予防」における「生活習慣病などの予防」の中に「がんの予防」が明記されています。そこには、がんの予防には、生活習慣病の予防と同様に、適切な生活習慣を身に付けることなどが有効であることを理解できるようにすることで、生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養うことを目標としています。

ポイントといたしましては、がんの特徴や実態、原因などについて理解するとともに、がん検診の重要性など、がんを予防することの大切さ、健診の重要性などについて詳しく学習をすることになります。

(3) 外部講師を活用したがん教育について

【教育長答弁】

これまでも中学校において、医療従事者による外部講師の出前授業をしていただいたこと、小学校において陶生病院の医師をお招きして講演をしていただいたことがあります。がん教育の目標での「正しい理解」に関しては、こうした専門的知識を有している医師の活用は、授業が効果的であり、さらにがん健診受診への意欲向上、家族とのかわりの増加なども期待されるところであります。

また、がん教育のもう一つの目標である「命の大切さ」の育成については、外部講師の活用では、がん患者などをお願いするケースが多く、共感、思いやり、家族との絆などが効果的に図られることが挙げられます。

がんの専門医やがん経験者などの外部講師との連携は重要であり、効果的でもあることから、機会があれば必要に応じ実施していきたいと考えます。

がん教育の実施に際しては、効果が期待される一方、家族にがんや難病にかかり闘病

している方や、亡くなられた方がいることもありますので、細心の注意を払い、実施しなければならないと考えております。

【質問者】 安田 吉宏〔令和あさひ〕

【質問事項】 1 本市のプールについて

(1) 小中学校の水泳の授業について

ア 水泳の授業の位置付けと必要性について

【教育長答弁】

小中学校の水泳の指導につきましては、学習指導要領に示されており、授業で取り扱うこととされております。

その内容といたしましては、小学校低学年は「水遊び」、小学校中・高学年・中学校においては、「水泳運動」で構成されており、それぞれの学年・年齢に適した課題を設定し、実施しております。

また、海や川など水の中でいざというときに、自分の身を守る術を学ぶ観点からも大切な学習だと考えております。また、小学校5年生では消防署の方や外部講師を招いて、服を着たままおぼれたことを想定し、着衣泳を行っております。

(1) 小中学校の水泳の授業について

イ 水泳の授業時間について

【教育長答弁】

水泳の授業時間数につきましては、学習指導要領及び教科書を基に教育課程により定めており、原則として、小学校では10時間、中学校では11時間、で実施することとしております。

着替えと移動については、他の体育の授業と同じように基本的には休み時間を使っておりますが、着替えに時間のかかる小学校低学年などは、一部授業時間も使っております。

(1) 小中学校の水泳の授業について

ウ 天候による影響について

【教育長答弁】

屋外で行われる水泳授業は、天候により大きく影響することとなります。安全第一に行うこととなり、雷注意報が発令されたときや熱中症警戒アラートが発令されたとき、さらに、降雨時には原則中止としております。

また、健康に注意して行うことから、気温が低いときなども中止とする場合があります。

(1) 小中学校の水泳の授業について

エ 水泳の指導方法について

【教育長答弁】

水泳の授業については、安全面への配慮として、複数の学級を合同で実施することとし、小学校においては担任を中心に、中学校においては教科担任である保健体育の教員により、必ず複数の教員で、児童生徒の実態に合わせた指導を、チームで行い、きめ細やかな指導に努めております。

また、現在、児童生徒の泳力の状況は二極化しており、こうした状況を踏まえ、複数の教員で指導も、子どもたちの習熟度に合わせてグループ編成をし、その子どもにあった個別支援を行っております。

(1) 小中学校の水泳の授業について

オ 教員の指導力について

【教育長答弁】

水泳の指導力向上につきましては、特に小学校では学級担任制であるため、専門とする教科も異なるなど、水泳指導を得意としない教員もいます。実際の授業では、こうした状況も踏まえ、指導力の高い教員から学んだり、研修会を開催したりすることで、指導技術を高めて対応しております。

(2) 小中学校のプールについて

ア 夏休みの学校プールの開放について

【教育部長答弁】

小学校における夏休みのプール開放につきましては、これまで各学校で実施してきましたが、近年はPTAの協力も難しくなっていることなど、縮小傾向になっており、夏休み期間の1週間程度の開放にとどまっていました。

さらに近年の猛暑の中、低学年も含めプール開放のために登下校することを危惧し、令和元年から全小学校で実施しないこととしたところです。

(2) 小中学校のプールについて

イ 老朽化に伴う怪我について

【教育部長答弁】

本市の学校プールは、昭和40年代後半から50年代に建築された施設が多く、築後40年を経過し老朽化している現状がございます。

老朽化に伴う怪我が生じないように、プール実施前には、設備の状況を点検し、プールサイドのめくれや塗装の劣化など、危険となる箇所について、その都度、修繕を行い対応しております。

さらに、プール授業を実施する際には、児童生徒への安全指導もしっかり行い、怪我が発生しないよう対応しているところでございます。

(2) 小中学校のプールについて

ウ 大規模改修について

【教育部長答弁】

学校プールの改修につきましては、小中学校プール施設維持保全・管理方針を定め、計画的な改修に努めているところでございます。

直近では、部分的な改修として、令和元年度に西中学校のプールサイドの改修工事を実施しており、次に本地原小学校のプール改修を予定しております。

今後、プールの建築後の年数も経過していることから、大規模改修や建替えも視野に入れていく必要があると考えております。

(2) 小中学校のプールについて

エ 今後について

【教育部長答弁】

学校プールにつきましては、老朽化している現状に加え、今後の維持管理コスト、更新費用を踏まえますと、そのあり方の検討が必要だと認識しております。

民間プールを活用する方法について、研究を進めておりますが、実施校、実施の方法、委託先、移動の方法、移動にかかる時間など、多くの検討課題がございます。

また、学校プールのあり方については、いくつかの学校を集約する方法、市民プールを活用する方法、さらには、指導上での民間委託などの手法もございます。

学校の授業の状況、社会情勢及び近隣自治体の動向も参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

【質問者】 早川 八郎〔市民クラブ〕

【質問事項】 3 GIGAスクール構想の健康問題について

(1) 視力低下について

【教育長答弁】

新型コロナウイルスの影響により、国のGIGAスクール構想が前倒しされることとなり、本市におきましても、昨年度、全小中学校で児童生徒用の1人1台端末、タブレットの整備が完了いたしました。

本市では、タブレットの使用については、学校の教育活動全般において活用することから、児童生徒に対し、タブレットの使用上の約束を作成し、指導しております。そこには、視力の低下も含め健康面への影響が懸念されることから、「長時間連続して使用をしないこと」「正しい姿勢で使用する」となどを指導してから使用をするようにしております。

国においても、小中学生の近視の実態調査を行う予定であり、タブレットが児童生徒に与える影響などが検証されますので、その結果について今後も注視してまいります。

(2) 運動能力低下について

【教育長答弁】

コロナ禍において、外出の自粛などの様々な活動の制限による影響により、子どもたちの運動の機会がこれまでよりも減少していると捉えております。

こうした中、学校では、感染症対策を実施しながら、各学校において適切に運動の機会を確保することで、子どもたちの運動能力の向上に努めております。また、GIGAスクール構想に伴うタブレットの使用に関しては、その導入により学校教育活動の中での運動機会の減少には直接的につながるものではないと考えております。

子どもたちの運動能力の向上のためには、コロナ禍による外出の自粛などによって、さらなる拍車を掛けることがないよう、学校の授業だけでなく、家族や学校、自治体など社会全体で体力向上に取り組んでいくことが重要であると考えております。

(3) コミュニケーション不足について

【教育長答弁】

コロナ禍において、子どもたち同士の話す機会が減少し、コミュニケーション能力の低下が懸念される状況であることは十分に認識しております。

GIGAスクール構想に伴うタブレットの活用は、これまでの対話型の授業に加えて行うことであり、児童生徒が話し合う機会をなくすことはありません。アプリなどを活用して、これまで以上に意見交流や協同学習などに取り組みやすい環境となったと考えております。今後は、アプリ等のより有効な活用に関する教員研修等を促進し、子どもたちがタブレットを使ってよりよい交流ができるようにしていきたいと考えております。

また、現在の学校の教育活動においては、感染症対策を確実に実施しながら、ペアワークなどの子ども同士が交流して学習できる機会を確保しております。

今後も子どもたちが、よりよい対人関係が築けるようコミュニケーション能力の向上に努めるとともに、改訂された新学習指導要領が求めている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【質問者】 丸山 幸子〔公明党尾張旭市議団〕

【質問事項】 1 いじめ・不登校対策と教育相談体制について

(1) 過去5年間における不登校児童・生徒数の推移について

【教育長答弁】

本市では、年間30日以上長期欠席者とは別に早期の対応として、1か月の欠席日数が7日以上児童生徒を長期欠席として集計していますので、その集計結果で過去5年間の2月における長期欠席の人数をお答えさせていただきます。

平成28年度65人、平成29年度79人、平成30年度90人、令和元年度106人、令和2年度138人となっております。

(2) 「いじめ実態調査」の調査結果について

ア 調査結果の内容について

【教育長答弁】

全体の傾向としましては、大きく変わってきているといった傾向は出ておりません。昨年度の結果では「今の学年でいじめられたことはありますか」という質問に対しては、例年同様、「いじめられた」という回答は、年齢が低いほど多くなっています。これは、日常の単発的な「トラブル」も含めて「いじめ」と捉えておりますが、こうした思いを感じていることを念頭に対応していくことが大切となります。

また、いじめの態様としては、小中学校ともに「からかい・悪口」「無視・仲間はずれ」が多く、これに対し「いじめられてどうしましたか」という質問には、「我慢した」が小中学校ともに最も高く、「家の人・友だち・学校の先生」に相談することもあり、身近な人の役割が大きいことが分かります。

また、当事者以外としましては「いじめを見たらどうしますか」という質問に対しては、小中学校ともに「やめるように相手に言う」「いじめられている人に話を聞く」と回答している児童生徒の割合が多いことから、心の成長も見られ、こうした気持ちをさらに伸ばしていきたいと考えております。

また、今年度からいじめの加害側に焦点を当てた調査項目を新設し、加害者の意識等を調査しております。

(2) 「いじめ実態調査」の調査結果について

イ 総体的な分析と今後の課題について

【教育長答弁】

小中学校の大多数の児童生徒が、学校に来ることが楽しいと感じている反面、それぞれ約10%程度の児童生徒が、学校生活に楽しさを感じられていない現状があることを、しっかりと捉えていかなければならないと考えております。

また、「いじめがなくなった」と回答した児童生徒は、小学校で約39%、中学校で約28%であり、残念ながら「いじめは絶対にダメ」という共通理解で指導がされているにもかかわらず、現状ではいじめは存在し、その多くは何らかの形で継続している状況にあります。根本的な解決策を考えていくとともに、児童生徒がいじめに対して我慢せずに、「相談する」ことの大切さを伝える指導や、「相談できる」雰囲気・環境づくりについても力を入れていく必要があると考えております。

今回の調査では、「ネット・SNS関係」の項目でのいじめは、予想されたほど高い数値ではありませんでしたが、実際には小学校でも中学校でもトラブルは起きており、今後も発達段階に応じて情報モラル教育を各校において充実させていく必要があると考えております。

(3) 教育研究室内の現状と強化について

ア 教育研究室内の相談体制の現状について

【教育長答弁】

教育研究室内では、研修事業、調査事業、広報事業、相談事業を業務として行っております。

その中での相談事業は、直接職員が受ける相談業務と専門家にお願いして相談する「心のアドバイザー事業」がございます。

職員である教育研究員は日々相談を受けることとしておりますが、さらに専門家につないでいくことが必要なケースについては、臨床心理士や発達障がいに関する深い方で

あるアドバイザー相談していくこととなります。

心のアドバイザー事業は、4人のアドバイザーをお願いをし、年間延べ162日の相談日を設け、交代で相談業務に当たっております。

(3) 教育研究室内の現状と強化について

イ 教育研究室内の相談体制の強化について

【教育長答弁】

これまで市教育委員会では、複雑多様化する社会の中で児童生徒が抱える問題も多岐に渡っていることから、こうした諸課題に対し相談体制を強化してきました。

そうした中、教育研究室内で行っている「心のアドバイザー事業」も重要な役割を果たしてきております。相談内容も不登校・登校渋り、発達障がいなどが多く、年間600件以上の相談を行っております。年々増加傾向にある相談に対して、今年度、相談日数を25日分増やして対応できるように拡充しております。また、アドバイザーも昨年度1名増員し、4名での体制に強化してまいりました。

相談業務については、このほかにも今年度から、学校に配置する「心の教室相談員」を中学校でも小学校同様、週5日の配置に拡大をしたところでございます。

相談体制の強化につきましては、常に検討していく必要がありますが、まずは、教員を含めスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、県が派遣するスクールカウンセラーなど、必要に応じて活用していきたいと考えております。

(3) 教育研究室内の現状と強化について

ウ 教育研究室内の名称変更について

【教育長答弁】

教育研究室内が教育相談の名称となれば、議員のご指摘のとおり分かりにくい名称であると思います。教育研究室内は、本来教育機関の名称であり、そこで行う相談の名称ではありませんが、広く周知していくには、分かりやすい名称も必要かと思っております。

教育研究室内自体の名称を変更する予定はございませんが、相談する人にとって、窓口であることが分かりやすいこと、親しみやすいことは、必要なことでもありますので、相談事業の窓口が分かりやすく親しみやすい名称となるよう、一度検討したいと思っております。

(3) 教育研究室内の現状と強化について

エ 相談対象年齢の拡大について

【教育長答弁】

現在、教育研究室内で行っている相談事業は、原則として、小学校入学から中学校卒業までを対象として行っております。これまでも、就学前、卒業後も相談が必要なケースもあり、そうした場合には内容を引き継ぎながら対応していくことが多くあったと思います。本来相談者にとっては継続的であり、切れ目のない支援が必要であると考えます。

組織での対応である以上、責任ある言動も必要となり、市としてどのような相談体制が必要なのか、関係機関での調整も必要となると思います。他部署との調整も進めながら、継続して相談が必要な方が安心して過ごしていけるような体制づくりを目指していきたいと考えております。

(4) 適応指導教室（つくしんぼ学級）の現状と強化について

ア 適応指導教室の利用実績について

【教育長答弁】

適応指導教室の登録者数は、令和元年度が8人で、不登校児童生徒数の6.5%、令和2年度が10人で、同じく割合は7.0%となっております。

また、登録者の出席状況は、状況により異なっておりますが、概ね半数程度となっております。

(4) 適応指導教室（つくしんぼ学級）の現状と強化について
イ 適応指導教室のカウンセラー配置について

【教育長答弁】

現在、適応指導教室通室に当たって面接を実施する際には、原則、2名の職員が対応することとしております。通室に当たっての面接では、適応指導教室についての説明だけでなく、適応指導教室が、児童生徒の居場所となっていけるように、児童生徒や保護者の気持ちに寄り添った面接を心がけております。

適応指導教室の指導員には経験豊富な教員OBもあり、保護者や児童生徒と適切に接することができていると考えておりますので、現在のところ、カウンセラーを配置する考えはありません。

(5) 小学校スクールカウンセラーの現状と増員について
ア 小学校スクールカウンセラーの現状について

【教育長答弁】

スクールカウンセラーの配置につきまして、県が行っており、配置基準は概ね県内同じ配当となっております。本市へは、小学校3校につき1名で、合計3名が県から派遣されております。勤務形態については、それぞれのスクールカウンセラーが週1日派遣されております。

相談状況は各校によって違いはありますが、主に保護者が相談をしております。令和2年度の相談件数は、教職員の相談も含め、延べ773件ありました。

(5) 小学校スクールカウンセラーの現状と増員について
イ 小学校スクールカウンセラーの増員について

【教育長答弁】

スクールカウンセラーの配置については、県から派遣されており、日数も決められております。これまでも県へ拡充などを働きかけてきましたが、配置増には至っておりません。また、市単独で増員するには、人材の確保や県配置のスクールカウンセラーと調整にも課題が多く、現状では増員することは難しいと考えております。

こうした現状から、本市独自の相談体制として、相談体制を強化してきました。小中学校には各校に心の教室相談員を毎日配置、中学校区を柱にスクールソーシャルワーカー3人を週2日派遣、さらに心のアドバイザーも4人配置し、それぞれの特性を生かしながら対応していくこととしております。

(6) 校内適応指導教室の設置について

【教育長答弁】

年々増加する不登校・登校渋りに対し、様々な対策を講じてきました。これまでも、学校では、担任等を中心に相談の機会を設け、登校できる状況を見出していこうと努力してきております。また、以前より保健室登校も行われ、学校全体として対応をしている状況です。

校内適応指導教室の設置については、本市でも、不登校を何とかしたいと学校自らが考え、実際に東中では「ひがしブリッジ」教室として、昨年度ではありますが、旭中では「つばさ」教室のように、「別室指導」をしている中学校があることは把握しております。各小中学校、児童生徒の実態に応じて、工夫しながら、不登校児童生徒の状況が少しでも改善されるよう支援をしております。

校内適応指導教室を設置することは、学校の実情に応じて設置していくこととなりますが、教員の配置も必要となることから、できる限りの支援をしていきたいと考えております。

【質問者】 日比野 和雄〔令和あさひ〕

【質問事項】 1 無形民俗文化財について

(1) 無形民俗文化財の現状について

【教育部長答弁】

本市には、県指定の棒の手と、市指定の打ちはやし、ざい踊り、馬の塔の計4つの無形民俗文化財があり、現在は、各保存会により、その伝承と後継者の育成に努めていただいております。

令和2年5月31日現在の保存会と会員の状況としましては、棒の手が5流派、652人、打ちはやしが3地区、61人、ざい踊りが2団体、57人、馬の塔が4地区、125人です。

いずれの保存会につきましても、近年は会員が減少傾向にあり、また、昨年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響で、思うように練習ができなくなったことに加え、様々な行事が中止となり、発表や披露の場がなくなるなど、活動に苦慮している状況であると聞いております。

なお、無形民俗文化財は、「人から人へつなげていくもの」であり、その保存や継承には、後継者の育成が欠かすことのできない重要な課題であると認識しております。

(2) 無形民俗文化財への取組について

【教育部長答弁】

本市では、無形民俗文化財を後世に伝えるための取組みとして、毎年、各保存会に対して、無形民俗文化財の保存育成事業を委託しております。

事業内容としましては、「研修、練習等の伝承・後継者育成事業」、「発表、披露、啓発活動等の伝承啓発事業」、「衣装、道具の修理等の保存事業」であり、各保存会には、日頃の練習や行事での発表などを通じて、技能の継承等に努めていただいております。

また、若い世代の参加を促す取組みとして、保存会の活動に参加した中学生以上の学生の方などに対して、教育長からの感謝のメッセージを添えて図書カードを配布しており、今年度は小学生以下の方にも対象を広げようと考えております。

なお、昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、発表や披露の場が少なくなってしまったことから、後継者育成用の動画を作成し、この機会に保存会の子どもたちに改めて無形民俗文化財の歴史や文化について知っていただくよう周知しました。

そのほかにも、本市の無形民俗文化財についてわかりやすく紹介した子ども向けのパンフレットを作成し、市ホームページに掲載するとともに、企画展開催時など、様々な機会をとらえて配布するなどしております。

(3) 認知度向上の推進について

【教育部長答弁】

認知度向上の取組みとして、スカイワードあさひの歴史民俗フロアでの展示や紹介を行うとともに、各保存会の活動が盛んになる秋祭りの前に、市役所ロビーでも展示を行っております。

また、市ホームページでは、無形民俗文化財の紹介とあわせて、発表や披露がある行事などの情報も発信しております。

今後、更なる認知度の向上のためには、子どもの頃から地域の文化財として親しみを持ってもらうなど、特に若い世代に対して働きかけていくことが大切であると考えております。

現在、小学校では、郷土の歴史の授業などで、保存会の方が講師となり、地域の伝統芸能を教えることで、その保存や後継者育成につなげる取組みをしており、子どもたちにとっても、実際に見て体験することは、貴重な機会になっていると聞いております。

そうした取組みを情報共有して広げていくなど、より多くの子どもや保護者が興味を持ち、参加したいと思えるような環境づくりに努め、認知度向上を図っていきたいと考えております。

1 7月校長会議等について

1 7月校長会議

(1) 教育長

- 通学路の安全対策について（再点検を）
- 1学期の学校訪問を終えて
- 新型コロナウイルス感染症に関して
- 熱中症予防に向けて
- 校則の見直しについて

(2) 教育部長

- 市議会6月定例会について
- 男女共同参画について
- ワーク・ライフ・バランス推進強化月間について
- 無形民俗文化財に係る保存会の出前授業について

(3) 管理指導主事

- 危機管理に係る管理職の対応について
- 夏季休業中の服務について
- 教職員の不祥事根絶に向けて

2 学校の様子

- 全体的には落ち着いて生活している。いくつかの学校では、問題行動も見られるが、学校が適切に対応している。
- 暑い日もあるが、エアコンの稼働により、快適な環境で授業が行われている。
- 中学校は6月28日・29日・30日に、小学校は7月5日にあいさつ運動（地域のおじさんおばさん運動）を実施した。児童会・生徒会、健全育成、PTA、民生児童委員、地域の方など多くの方に参加いただいた。
- 学校評議員会、民生児童委員との懇談会など、地域の方との会議を設定し、子どもたちの様子や課題を共有することができた。学校が、多くの人に支えられていることを実感できた。また、夏季休業中の子どもたちの様子を気にかけてもらうよう依頼した。
- 夏季休業を前に、交通事故の予防、水難事故の予防、熱中症の予防、自殺の予防といった指導を、各校で実施している。
- 中学校総合体育大会・瀬戸尾張旭大会が始まり、子どもたちが活躍した。今年は無観客での実施だが、これまで頑張ってきた子どもたちのことを考えると、実施されてよかった。

1 後援・推薦行事について

令和3年度受付分

No	区分	催物名	会場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
14	不許可	第67回愛知母親大会 in尾張旭市	尾張旭市文化会館	令和3年9月12日 (日)	「生命（いのち）を生み出す母親は、生命を育て守ることをのぞみます」をスローガンに、県下の女性・母親に広く呼びかけ話し合い・交流することを目的とする。	愛知母親大会連絡会 代表委員 磯貝 かづ子
15	推薦	尾張旭市50周年を祝う非公認ソングを作ろう！	喫茶「棒の手」、その他市内各所	令和3年7月1日 (木) から 令和4年3月20日 (日)	節目となる50周年を迎えた尾張旭市の「今」を市民の手で歌にすることで、広く市民の記憶に残るようにする。	尾張旭でミュージカルを作ろう実行委員会 代表 日比野 佳奈子

許可件数1件（推薦1件）、不許可1件

1 夏休み「わくわく自由研究コンテスト」の実施について

1 趣旨

身の回りのものごとについてじっくりと考え、テーマを持って取り組むことで、主体的に挑戦してみることや試行錯誤を繰り返しながら課題を解決するよさを実感させる環境づくりを進めることを目的に、「わくわく自由研究コンテスト」の作品募集及び展示を行い、主体的に課題解決に向かう姿勢を育成する。

2 主催

尾張旭市教育委員会

3 応募資格

(1) 小学校の部

尾張旭市立小学校在籍の小学3～6年生

(2) 中学校の部

尾張旭市立中学校在籍の中学生

4 応募方法及び応募作品の選出

(1) 応募する児童生徒は、応募用紙に必要事項を記入し、作品に添えて担任に提出する。

(2) 各小中学校は、応募作品から各学年学級数以内を選出する。

5 選出作品の搬入搬出及び展示期間

(1) 搬入日程及び搬入場所

令和3年9月8日(水) 午後1時から2時の間にスカイワードあさひ4階ギャラリーあさひに搬入

(2) 展示期間

令和3年9月9日(木) から16日(木) まで
午前9時から午後5時まで(最終日は午後3時まで)

(3) 搬出日程

令和3年9月16日(金) 午後3時から4時までの間に搬出

6 審査

(1) 審査会

令和3年9月8日(水) 午後2時から4時まで
スカイワードあさひ4階ギャラリーあさひ

(2) 審査員

尾張旭市教育委員会教育長
尾張旭市教育委員会教育委員
尾張旭市教育委員会管理指導主事

7 表彰

(1) 教育長賞

1名 賞状、副賞

(2) 優秀賞

1名 賞状、副賞

(3) 佳作

8名 賞状

8 応募にあたっての注意

- (1) 作品は図や写真を含めて、応募者本人のオリジナル作品に限る。

※ 参考・引用した資料がある場合は、作品中に明記する。

- (2) 他のコンクールなどで入賞した作品の応募はできない。

- (3) 応募作品は個人で取り組んだものとし、2人以上のグループで取り組んだものを応募することはできない。

9 その他

- (1) 応募者に記念品を用意する。

- (2) 選出作品は、展示期間最終日に各小中学校が搬出し、児童生徒へ返却する。ただし、表彰作品については市役所ホールでの展示（令和3年9月17日（金）～24日（金））終了後、学校を通じ、児童生徒へ返却する。

- (3) 選出者は氏名が公表される。

2 尾張旭市いじめ問題専門委員会の結果について

1 開催日時

令和3年6月30日（水）午後2時から4時まで

2 開催場所

尾張旭市役所3階 講堂1

3 議題等

- (1) 令和2年度「いじめ実態調査」の調査結果、いじめの認知件数について
 - ・いじめの加害側と被害側の意識の差について
 - ・「いじめアンケート」のデータの分析方法について
- (2) SNSを使ったいじめについて
 - ・現在の本市の状況について
 - ・SNSの使い方について

1 学校給食における乳アレルギー以外の飲用牛乳摂取困難者等への代替食提供について

1 目的

乳アレルギーではないが、学校給食で提供する飲用牛乳の摂取により、体調不良や健康を害する症状等を引き起こす児童生徒に対して、代替食を提供し、心身の健全な発達と、安全安心な学校生活の確保を図ること。

2 対象者

乳アレルギーではないが、学校給食で提供する飲用牛乳の摂取により、体調不良や健康を害する症状等を引き起こすと医師から診断された児童生徒の保護者から、申請がなされた児童生徒とする。ただし、乳アレルギーによる対応給食を提供している児童生徒を除く。

3 内容

飲用牛乳の代替食として調製豆乳を提供する。

(主食、副食、デザート等は一般給食から配食。)

4 提供実施時期

令和3年度2学期から

1 市制50周年記念第40回市民ゴルフ大会の開催について

1 趣旨

市民がスポーツに親しみ、競技力の向上と生きがい・健康づくりに取り組むことができるよう本大会を開催します。

2 日時

令和3年10月18日(月) 午前7時15分スタート

3 場所

ウッドフレンズ森林公園ゴルフ場

4 参加資格

市内在住、在勤、在学のアマチュア競技者

※在学中の方は、学校長の許可証が必要。(中学生以下は参加不可)

5 定員

300人(西コース160人、東コース140人)

※過去参加者数(R2はコロナにより中止のため、申込者数を掲載)

年度	西コース	東コース	合計
R2	157人	100人	257人
R1	157人	136人	293人
H30	160人	131人	291人

6 競技方法

(1) 18ホール・ストロークプレイ(ダブルペリア方式)

(2) クラスは東・西コースごとに3クラス編成(男子A・B、女子)

※男子は最近の平均スコアによりクラス分け

7 申込期間

令和3年7月6日(火)から7月16日(金)まで

土・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

・7月6日(火)は、スカイワードあさひで午前9時から午後3時まで受付

・7月7日(水)以降は、文化スポーツ課で受付

8 主催等

(1) 主催

尾張旭市、尾張旭市教育委員会、尾張旭市スポーツ協会

(2) 主管

尾張旭市民ゴルフ大会実行委員会、尾張旭市ゴルフ協会

9 その他

(1) 申込及び当日の運営については、スポーツ庁発表の「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」にのっとり感染防止対策を講じた上で開催します。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、開催内容を変更(中止・延期を含む。)する場合があります。

承認第 3 号

旭小学校校舎増築工事（建築）請負契約に係る教育長の臨時代理
に関し承認を求めることについて

尾張旭市教育委員会事務委任規則第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり
教育長が臨時に代理したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、委員会
の承認を求める。

令和 3 年 7 月 1 4 日提出

尾張旭教育委員会

教育長 河 村 晋

記

1 工事名

旭小学校校舎増築工事（建築）

2 工事場所

尾張旭市西の野町五丁目 1 番地 旭小学校

3 工事概要

旭小学校の校舎増築に係る建築工事一式

4 工期

本契約成立日の翌日から令和 4 年 3 月 1 8 日まで

5 契約の方法

事後確認型制限付き一般競争入札

6 契約金額

金 1 4 8, 5 0 0, 0 0 0 円

7 契約の相手方

名古屋市守山区大森一丁目 2 7 0 1 番地

株式会社宇佐美組名古屋支店

支店長 藤 井 正

提案理由

この案を提出するのは、旭小学校校舎増築工事（建築）についての請負契約
を締結するため教育委員会の意見を求めることにつき、令和 3 年 6 月 1 7 日に
教育長が臨時に代理したので、その承認を求める必要があるからである。

参考資料

1 入札参加者及び予定価格に比する請負率

(1) 入札参加者（五十音順 3者）

株式会社宇佐美組名古屋支店

鹿島道路株式会社中部支店

真柄建設株式会社名古屋営業所

(2) 予定価格に比する請負率

予定価格 161,700,000円

契約金額 148,500,000円

請負率 91.8%

2 関連する工事

(1) 旭小学校校舎増築工事（電気）

ア 契約の相手方

瀬戸市宝ヶ丘町123番地1

ナニワ電気工業株式会社

代表取締役 井上 真一

イ 契約予定金額

17,820,000円

(2) 旭小学校校舎増築工事（機械）

ア 契約の相手方

尾張旭市南原山町石原95番地

有限会社アオヤマ設備

代表取締役 青山 美恵子

イ 契約予定金額

39,050,000円

3 増築する校舎の概要

構造 鉄筋コンクリート造平屋建て

延床面積 672.41㎡

建築面積 672.41㎡

施設内容 特別教室3教室、準備室及びトイレ

第17号議案

令和4年度使用教科用図書の採択について

令和4年度使用教科用図書を別記のとおり採択するため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第12号の規定に基づき、付議するものとする。

令和3年7月14日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市立小中学校において、令和4年度に使用する教科用図書を採択するため必要があるからである。

愛知県令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

記

○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 4 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、採択地区協議会を設けること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択すること。
- 7 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

○ 採択にあたって準拠すべき事項

※ 以下の1から8の事項について、「小学校」には義務教育学校の前期課程を、「中学校」には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むこととする。

1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに令和3年度使用教科書と同一のものを採択すること。

2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに令和3年度使用教科書と同一のものを採択すること。なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能であること。

3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和3年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、5の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和3年度使用教科書と同一のものを採択すること。なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能であること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、6の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

5 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和3年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和4年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

6 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和3年度使用教科書と同一のものを採択すること。なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能であること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和4年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

7 国立（特別支援学校小学部を含む）及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和3年度使用教科書と同一のものを採択すること。

8 国立（特別支援学校中学部を含む）及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和3年度使用教科書と同一のものを採択すること。なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能であること。



令和3年7月8日

各市町教育委員会教育長 殿

尾張東部教科用図書採択地区協議会
会 長 水 田 博 和

令和4年度使用小学校教科用図書の採択について（通知）

このことについて、慎重に協議し、下記のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

記

1 令和4年度使用小学校教科用図書 資料1



資料 1

令和 4 年度使用小学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社 会	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
算 数	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
生 活	無	東京書籍	東京書籍
音 楽	無	教育出版	教育出版
図 工	無	日本文教出版	日本文教出版
家 庭	無	東京書籍	東京書籍
保 健	無	大日本図書	大日本図書
英 語	無	東京書籍	東京書籍
道 徳	無	光村図書出版	光村図書出版



令和3年7月8日

各市町教育委員会教育長 殿

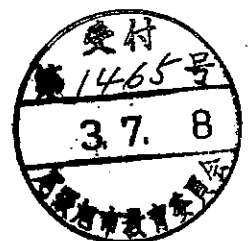
尾張東部教科用図書採択地区協議会
会 長 水 田 博 和

令和4年度使用中学校教科用図書の採択について（通知）

このことについて、慎重に協議し、下記のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

記

1 令和4年度使用中学校教科用図書 資料2



資料 2

令和 4 年度使用中学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社会 (地理)	無	東京書籍	東京書籍
社会 (歴史)	無	東京書籍	東京書籍
社会 (公民)	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
数 学	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
音楽 (一般)	無	教育芸術社	教育芸術社
音楽 (器楽)	無	教育出版	教育出版
美 術	無	光村図書出版	光村図書出版
保健体育	無	大日本図書	大日本図書
技術分野	無	東京書籍	東京書籍
家庭分野	無	東京書籍	東京書籍
外 国 語	無	東京書籍	東京書籍
道 徳	無	教育出版	教育出版

令和3年度使用小学校教科用図書

種 目	発 行 者		教 科 書 名	教 科 書 番 号					
	番号	略称		1年	2年	3年	4年	5年	6年
国 語	38	光 村	国語 一～六	107 108	207 208	307 308	407 408	507	607
書 写	17	教 出	小学 書写 1ねん～6年	103	203	303	403	503	603
社 会	2	東 書	新しい社会 3～6	—	—	301	401	501 502	601 602
地 図	46	帝 国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3～6年	—	—	302			
算 数	61	啓林館	わくわく 算数 1～6	108	208 209	308 309	408 409	508	608
理 科	2	東 書	新しい理科 3～6	—	—	301	401	501	601
生 活	2	東 書	あたらしい せいかつ 上 新しい生活 下	101・102		—	—	—	—
音 楽	17	教 出	音楽のおくりもの 1～6	101	201	301	401	501	601
図画工作	116	日 文	図画工作 1・2上下、3・4上下、5・6上下	103・104		303・304		503・504	
家 庭	2	東 書	新しい家庭 5・6	—	—	—	—	501	
保 健	4	大日本	たのしい保健 3・4年、5・6年	—	—	302		502	
外 国 語	2	東 書	NEW HORIZON Elementary 5、6 NEW HORIZON Elementary Picture Dictionary	—	—	—	—	501 502	601
道 徳	38	光 村	道徳 1～6 きみがいちばんひかるとき	105	205	305	405	505	605

令和3年度 小学校・特別支援学級

種 目	発 行 者		教 科 書 番 号	教科書名	使用学年
	番号	略称			
国 語	2	東 書	C-121	こくご ☆	1～6
			C-122	こくご ☆☆	
			C-123	こくご ☆☆☆	
算 数	17	教 出	C-121	さんすう☆	1～6
			C-122	さんすう☆☆(1)	
			C-123	さんすう☆☆(2)	
			C-124	さんすう☆☆☆	
音 楽	2	東 書	C-121	おんがく☆	1～6
			C-122	おんがく☆☆	
			C-123	おんがく☆☆☆	

令和3年度使用中学校教科用図書

種 目		発 行 者		教 科 書 名	教 科 書 番 号		
		番号	略称		1年	2年	3年
国 語		38	光 村	国 語 1、2、3	704	804	904
書 写		17	教 出	中学書写	703		
社会	地理	2	東 書	新しい社会 地理	701		—
	歴史	2	東 書	新しい社会 歴史	705		
	公民	2	東 書	新しい社会 公民	—		901
地 図		46	帝 国	中学校社会科地図	702		
数 学		61	啓林館	未来へひろがる数学 1、2、3	705	805	905
理 科		2	東 書	新しい科学 1、2、3	701	801	901
音楽	一般	27	教 芸	中学生の音楽1、2・3上、2・3下	702	803・804	
	器楽合奏	17	教 出	中学器楽 音楽のおくりもの	751		
美 術		38	光 村	美 術 1、2・3	702	802	
保健体育		4	大日本	中学校保健体育	702		
技術・ 家庭	技術	2	東 書	新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology	701		
	家庭	2	東 書	新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して	701		
英 語		2	東 書	NEW HORIZON English Course 1,2,3	701	801	901
道 徳		17	教 出	中学道徳1、2、3 とびだそう未来へ	702	802	902

令和3年度 中学校・特別支援学級

種 目	発 行 者		教 科 書 番 号	教科書名	使用学年
	番号	略称			
国 語	2	東 書	C-721	国語 ☆☆☆☆	1～3
	2	東 書	C-722	国語 ☆☆☆☆	1～3
数 学	17	教 出	C-721	数学 ☆☆☆☆	1～3
	17	教 出	C-722	数学 ☆☆☆☆	1～3
音 楽	2	東 書	C-721	音楽 ☆☆☆☆	1～3
	2	東 書	C-722	音楽 ☆☆☆☆	1～3

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(昭和三十八年十二月二十一日法律第百八十二号)

最終改正：平成二三年六月二四日法律第七四号

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法 附則第九条 に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。